

令和4年度

鹿嶋市予算書



目 次

○ 令和4年度鹿嶋市一般会計予算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 債務負担行為	8
第3表 地方債	9
○ 令和4年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算	11
第1表 歳入歳出予算	12
○ 令和4年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算	15
第1表 歳入歳出予算	16
○ 令和4年度鹿嶋市介護保険特別会計予算	17
第1表 歳入歳出予算	18
○ 令和4年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算	23
第1表 歳入歳出予算	24

○ 令和4年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算	27
第1表 歳入歳出予算	28
○ 令和4年度鹿嶋市墓地特別会計予算	31
第1表 歳入歳出予算	32
○ 令和4年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算	33
第1表 歳入歳出予算	34
○ 令和4年度鹿嶋市下水道事業会計予算	35
○ 令和4年度鹿嶋市水道事業会計予算	39

令和4年度

鹿嶋市一般会計予算



## 議案第1号

### 令和4年度鹿嶋市一般会計予算

令和4年度鹿嶋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,980,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1市	税	10,876,051
	1市 民 税	4,075,656
	2固 定 資 産 税	5,885,882
	3軽 自 動 車 税	208,193
	4市 た ば こ 税	706,320
2地 方 譲 与 税		305,040
	1地 方 揮 発 油 譲 与 税	65,000
	2自 動 車 重 量 譲 与 税	180,000
	3森 林 環 境 譲 与 税	8,040
	4特 別 と ん 譲 与 税	52,000
3利 子 割 交 付 金		7,000
	1利 子 割 交 付 金	7,000
4配 当 割 交 付 金		35,000
	1配 当 割 交 付 金	35,000
5株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		30,000
	1株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000
6法 人 事 業 税 交 付 金		130,000
	1法 人 事 業 税 交 付 金	130,000
7地 方 消 費 税 交 付 金		1,557,000
	1地 方 消 費 税 交 付 金	1,557,000
8ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		12,000
	1ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		24,500
	1 環境性能割交付金	24,500
10 地方特例交付金		62,000
	1 地方特例交付金	62,000
11 地方交付税		1,430,346
	1 地方交付税	1,430,346
12 交通安全対策特別交付金		7,550
	1 交通安全対策特別交付金	7,550
13 分担金及び負担金		171,509
	1 負担金	171,509
14 使用料及び手数料		191,191
	1 使用料	128,198
	2 手数料	62,993
15 国庫支出金		4,361,298
	1 国庫負担金	3,466,279
	2 国庫補助金	875,603
	3 委託金	19,416
16 県支出金		1,938,105
	1 県負担金	1,316,965
	2 県補助金	434,848
	3 委託金	186,292
17 財産収入		18,840

(単位：千円)

款	項	金額
	1 財 産 運 用 収 入	15,360
	2 財 産 売 払 収 入	3,480
18 寄 附 金		126,000
	1 寄 附 金	126,000
19 繰 入 金		418,729
	1 特 別 会 計 繰 入 金	2
	2 基 金 繰 入 金	418,727
20 繰 越 金		150,000
	1 繰 越 金	150,000
21 諸 収 入		577,841
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	20,000
	2 市 預 金 利 子	30
	3 貸 付 金 元 利 収 入	28,772
	4 雑 入	529,039
22 市 債		1,550,000
	1 市 債	1,550,000
歳 入 合 計		23,980,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		196,533
	1 議 会 費	196,533
2 総 務 費		2,450,849
	1 総 務 管 理 費	1,829,960
	2 徴 税 費	322,890
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	129,300
	4 選 挙 費	107,144
	5 統 計 調 査 費	59,396
	6 監 査 委 員 費	2,159
3 民 生 費		10,412,902
	1 社 会 福 祉 費	4,498,569
	2 児 童 福 祉 費	4,633,403
	3 生 活 保 護 費	1,280,930
4 衛 生 費		2,552,036
	1 保 健 衛 生 費	986,190
	2 清 掃 費	1,565,846
5 労 働 費		695
	1 労 働 諸 費	695
6 農 林 水 産 業 費		310,657
	1 農 業 費	297,337
	2 林 業 費	5,589
	3 水 産 業 費	7,731

(単位：千円)

款	項	金額
7 商 工 費		188,071
	1 商 工 費	188,071
8 土 木 費		1,920,848
	1 土 木 管 理 費	52,226
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,127,894
	3 都 市 計 画 費	223,331
	4 下 水 道 費	417,306
	5 住 宅 費	100,091
9 消 防 費		1,074,371
	1 消 防 費	1,074,371
10 教 育 費		2,948,845
	1 教 育 総 務 費	465,490
	2 小 学 校 費	414,368
	3 中 学 校 費	192,461
	4 幼 稚 園 費	213,355
	5 社 会 教 育 費	801,549
	6 保 健 体 育 費	861,622
11 災 害 復 旧 費		4,000
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	4,000
12 公 債 費		1,814,076
	1 公 債 費	1,814,076
13 諸 支 出 金		56,117

(単位：千円)

款	項	金額
	1 基金費	56,117
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	23,980,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
鹿島地方事務組合分担金（ごみ中継施設整備事業分）	令和5年度	68,868
基盤整備関連経営体育成等促進計画作成委託料	令和5年度	1,859

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市庁舎等整備事業	34,700	普通貸借 又は 証券発行 (他の地方公共 団体との共同発 行を含む)	3.0%以内  ただし、利率見直し方 式で借り入れる資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率	政府資金については、その融資条 件により、銀行その他の場合には、 その債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期 間及び償還期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借換えするこ とができる。
ごみ処理施設大規模改修事業	12,200			
し尿処理施設大規模改修事業	31,500			
道路整備事業	220,600			
道路整備事業(社会資本整備総合交付金)	129,900			
公営住宅建設事業	20,000			
都市再生整備計画事業	379,300			
暮らし・にぎわい再生事業	73,300			
消防施設整備事業	5,800			
小学校施設整備事業	8,700			
中学校施設整備事業	7,900			
幼稚園施設整備事業	1,600			
社会教育施設等整備事業	64,000			
高松緑地温水プール整備事業	5,400			
カシマススポーツセンター整備事業	80,100			
臨時財政対策債	475,000			
計	1,550,000			



令和4年度

鹿嶋市国民健康保険特別会計予算



## 議案第2号

### 令和4年度鹿嶋市国民健康保険特別会計予算

令和4年度鹿嶋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,813,762千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,290,803
	1 国民健康保険税	1,290,803
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		100
	1 手数料	100
4 国庫支出金		384
	1 国庫補助金	384
5 県支出金		4,926,671
	1 県負担金	4,926,671
6 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
7 繰入金		546,000
	1 他会計繰入金	446,000
	2 基金繰入金	100,000
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		49,401
	1 延滞金，加算金及び過料	35,003
	2 預金利子	1
	3 受託事業収入	1
	4 雑入	14,396
歳入合計		6,813,762

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,771
	1 総務管理費	36,088
	2 徴税費	11,374
	3 運営協議会費	309
2 保険給付費		4,878,910
	1 療養諸費	4,184,811
	2 高額療養諸費	662,799
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	23,100
	5 葬祭諸費	7,000
	6 傷病手当金（新型コロナウイルス関係）	1,000
3 国民健康保険事業費納付金		1,790,035
	1 医療給付費分	1,157,110
	2 後期高齢者支援金等分	472,300
	3 介護納付金分	160,625
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		70,696
	1 特定健康診査等事業費	62,491
	2 保健事業費	8,205
6 積立金		400
	1 基金積立金	400

(単位：千円)

款	項	金額
7 諸 支 出 金		15,948
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	15,948
8 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	6,813,762

令和4年度

鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算



議案第3号

令和4年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度鹿嶋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ833,835千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		655,758
	1 後期高齢者医療保険料	655,758
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		175,826
	1 一般会計繰入金	175,826
4 繰越金		500
	1 繰越金	500
5 諸収入		1,750
	1 延滞金, 加算金及び過料	200
	2 償還金及び還付加算金	1,550
歳入	合計	833,835

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療広域連合納付金		832,284
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	832,284
2 諸支出金		1,551
	1 償還金及び還付加算金	1,550
	2 繰出金	1
歳出	合計	833,835

令和4年度

鹿嶋市介護保険特別会計予算



## 議案第4号

### 令和4年度鹿嶋市介護保険特別会計予算

令和4年度鹿嶋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,620,787千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,185,774
	1 介 護 保 險 料	1,185,774
2 使 用 料 及 び 手 数 料		2
	1 手 数 料	2
3 国 庫 支 出 金		902,963
	1 国 庫 負 担 金	754,133
	2 国 庫 補 助 金	148,830
4 支 払 基 金 交 付 金		1,184,556
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,184,556
5 県 支 出 金		653,997
	1 県 負 担 金	613,941
	2 県 補 助 金	40,056
6 財 産 収 入		170
	1 財 産 運 用 収 入	170
7 繰 入 金		693,117
	1 一 般 会 計 繰 入 金	693,116
	2 基 金 繰 入 金	1
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		207
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	202
	2 預 金 利 子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雑 入	4
歳 入	合 計	4,620,787

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		47,676
	1 総務管理費	6,286
	2 徴収費	4,865
	3 介護認定審査会費	35,694
	4 趣旨普及費	831
2 保険給付費		4,234,476
	1 介護サービス等諸費	3,782,388
	2 介護予防サービス等諸費	140,160
	3 その他諸費	3,492
	4 高額介護サービス等費	94,056
	5 高額医療合算介護サービス等費	10,788
	6 特別給付費	25,020
	7 特定入所者介護サービス等費	178,572
3 地域支援事業費		270,426
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	177,786
	2 包括的支援事業・任意事業費	92,640
4 保健福祉事業費		2,000
	1 保健福祉事業費	2,000
5 積立金		61,997
	1 基金積立金	61,997
6 諸支出金		1,212
	1 償還金及び還付加算金	1,211

(単位：千円)

款	項	金額
	2 繰 出 金	1
7 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	4,620,787



令和4年度

鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部  
土地区画整理事業特別会計予算



議案第5号

令和4年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計予算

令和4年度鹿島臨海都市計画事業鹿嶋市平井東部土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ87,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

## 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		80,492
	1 負担金	80,492
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 財産収入		375
	1 財産運用収入	375
4 繰入金		5,131
	1 他会計繰入金	5,131
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
歳入合計		87,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 都 市 計 画 費		85,458
	1 土 地 区 画 整 理 費	85,458
2 公 債 費		167
	1 公 債 費	167
3 諸 支 出 金		375
	1 基 金 費	375
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	87,000



令和4年度

鹿嶋市農業集落排水特別会計予算



議案第6号

令和4年度鹿嶋市農業集落排水特別会計予算

令和4年度鹿嶋市農業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78,695千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		252
	1 負担金	252
2 使用料及び手数料		19,906
	1 使用料	19,906
3 県支出金		700
	1 県補助金	700
4 繰入金		53,080
	1 他会計繰入金	53,080
5 繰越金		4,736
	1 繰越金	4,736
6 諸収入		21
	1 雑収入	21
歳入	合計	78,695

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業集落排水費		43,717
	1 総務管理費	43,717
2 公債費		33,978
	1 公債費	33,978
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	78,695



令和4年度

鹿嶋市墓地特別会計予算



議案第7号

令和4年度鹿嶋市墓地特別会計予算

令和4年度鹿嶋市墓地特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,610千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		6,960
	1 使用料	6,958
	2 手数料	2
2 繰入金		6,650
	1 繰入金	6,650
歳入合計		13,610

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 墓園費		13,410
	1 墓園費	13,410
2 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		13,610

令和4年度

鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算



議案第8号

令和4年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計予算

令和4年度鹿嶋市公共料金等集合支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰替金収入		249,000
	1 繰替金収入	249,000
歳入合計		249,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 集合支払費		249,000
	1 集合支払費	249,000
歳出合計		249,000

令和4年度

鹿嶋市下水道事業会計予算



議案第9号

令和4年度鹿嶋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度鹿嶋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	15,200 戸
(2)年間総処理水量	4,630,000 m <sup>3</sup>
(3)一日平均処理水量	12,685 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
下水道建設費(社総交)	98,226 千円
下水道建設費(防災・安全)	240,151 千円
下水道建設費(単独)	91,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 下水道事業収益	1,433,519 千円
第1項 営業収益	720,161 千円
第2項 営業外収益	713,358 千円
支出 第1款 下水道事業費用	1,399,398 千円
第1項 営業費用	1,280,938 千円
第2項 営業外費用	113,360 千円
第3項 特別損失	100 千円
第4項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額485,533千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金にて補てんする。）。

収入	第1款	資本的収入	500,352千円
	第1項	企業債	281,700千円
	第2項	他会計出資金	38,146千円
	第3項	国庫補助金	163,578千円
	第4項	負担金及び分担金	16,928千円
支出	第1款	資本的支出	985,885千円
	第1項	建設改良費	481,079千円
	第2項	企業債償還金	504,759千円
	第3項	基金積立金	47千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
浄化センターストックマネジメント改築更新委託	令和5年度	300,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	229,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
下水道資本費平準化債	52,200			
計	281,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の借入れの最高限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用, 営業外費用, 特別損失の各項に係る経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

51,229千円

(2) 賞与等引当金繰入額

4,250千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、246,330千円である。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一



令和4年度

鹿嶋市水道事業会計予算



議案第10号

令和4年度鹿嶋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度鹿嶋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	22,000 戸
(2) 年間総給水量	6,000,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	16,438 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事	
イ 配水施設拡張費	123,908 千円
ロ 老朽管更新費	76,000 千円
ハ 配水場建設費	980,121 千円
ニ 用地費	30,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款 水道事業収益	1,833,627 千円
第1項 営業収益	1,717,935 千円
第2項 営業外収益	115,692 千円
支出 第1款 水道事業費用	1,703,485 千円
第1項 営業費用	1,638,945 千円
第2項 営業外費用	59,540 千円
第3項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額392,358千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度分損益勘定留保資金にて補てんする。）。

収入	第1款	資 本 的 収 入	1,059,864千円
	第1項	企 業 債	780,000千円
	第2項	出 資 金	29,833千円
	第3項	補 助 金	244,000千円
	第4項	負 担 金	6,031千円
支出	第1款	資 本 的 支 出	1,452,222千円
	第1項	建 設 改 良 費	1,212,052千円
	第2項	企 業 債 償 還 金	238,170千円
	第3項	国 庫 補 助 金 返 還 金	2,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設整備事業及び老朽管更新事業	780,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年利3.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後について は、当該見直し後の利 率	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 には、その債権者と協定するも のによる。ただし、企業財政そ の他の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の借入れの最高限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |               |          |
|---------------|----------|
| (1) 職員給与費     | 47,333千円 |
| (2) 交際費       | 100千円    |
| (3) 賞与等引当金繰入額 | 3,827千円  |

(他会計からの補助金)

第9条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、750千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,000千円と定める。

令和4年2月24日提出

鹿嶋市長 錦 織 孝 一